

# 障害基礎年金と退職（遺族）共済年金を併せて受給できます

現在、障害を有していても、できる限り能力を発揮し就労できる環境整備に向けた取り組みが進められています。しかし、平成18年3月までは、原則として、退職又は遺族の年金と障害の年金を併せて受給することができなかつたため、障害を負いながら就労しても、自ら保険料を納付したことが年金給付に反映されにくい状況でした。

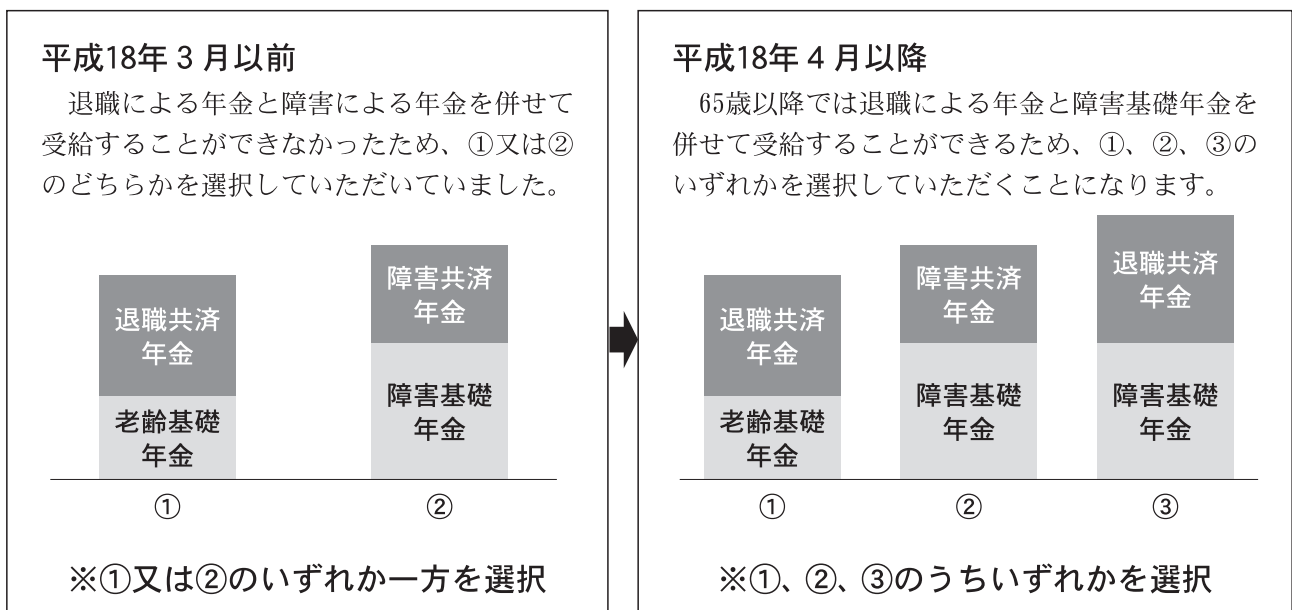
よって、この状況を改善するために、平成18年4月から法律が改正され、

- ・65歳以上である。
- ・障害等級が1級又は2級の障害基礎年金等の受給権者である。
- ・退職共済年金又は遺族共済年金の受給権者である。

の3つの要件を満たす方は、退職共済年金又は遺族共済年金と障害基礎年金等を併せて受給できることになりました。

(例) 65歳以上で退職共済年金と障害共済年金及び障害基礎年金（1級）の受給権がある場合

## イメージ図



(参考) 平成18年4月以降の共済年金と基礎年金に係る併給調整表

国民年金 \ 共済年金	退職共済年金	障害共済年金	遺族共済年金
老齢基礎年金	○	×	○
障害基礎年金	○ (65歳以降)	○	○ (65歳以降)
遺族基礎年金	×	×	○